

その他

ドコモまちづくり講座

町の事業や施策、行政情報などについて聞いてみたいことはありませんか。町では、町民の皆さんの要望に応じ、町の職員が講師として出向いてお話をします「ドコモまちづくり講座」を実施しています。

講座の利用は、町内に在住（勤務・通学）する人が作る10人以上の自主的な学習を目的とした団体、グループを対象としています。

町民の皆さんの自主的な学習活動を支援するとともに、町民と行政による協働のまちづくりを進めていくことを目的としていますので、積極的にご利用をお待ちしています。

なお、利用にあたっては、開催希望日の2週間前までに申し込みが必要となります。

講座メニューや詳しい内容については、今月号広報折り込みチラシをご覧ください。

町財務企画課企画調整係

不正改造車を排除する運動

不正改造車については、改造を実施すること、改造された自動車を行き交えることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整

備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となります。

国土交通省では、これら不正改造車を排除するため、関係省庁、自動車関係団体と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取り組みを行っております。皆さんもこの機会に不正改造車の防止について理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

詳しい情報は次のアドレスから <http://www.tenken-seibi.com> 不正改造車を見かけたら、情報をお寄せください。

「不正改造車・黒煙110番」

北海道運輸局自動車技術安全部

〒011-2900-2752

北海道運輸局北見運輸支局

〒0157-247633

6月議会定例会開催のお知らせ

6月議会定例会を次のとおり開催する予定です。お知らせします。

開会 6月14日(木) 10時

場所 役場庁舎3階 議場

定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催され、定例会では議案審議のほか一般質問が行われます。議会はどなたでも傍聴できますので、皆さんのご来場をお待ちしております。

町議会事務局

雄武町議会議員補欠選挙について

5月20日執行の雄武町議会議員補欠選挙については、届け出のあった候補者の総数が定数を超えなかったため、公職選挙法の規定により投票は行われませんでした。

なお、当選者の氏名などは次のとおりです。



遠藤 友字子 氏(新沢木)
昭和56年12月6日生

雄武町職員人事(6月1日付)

新規採用職員

▼地域包括支援センター在宅支援係
兼介護予防係 木幡 巧

町総務課庶務係

職員の夏季の軽装にご理解を

夏季期間中(9月30日まで)、町職員は軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で勤務しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

町総務課庶務係

Information

平成30年度から介護保険料が改定されます

町では、65歳以上の人の介護保険料について、3年毎に見直しを行っております。保険料の見直しに当たっては、サービスを利用される人数やサービス量などを見込み、必要となる費用総額の概ね23%を65歳以上の人の人数で割り返して、一人当たりの保険料を算出しております。

このたび、平成30年度から平成32年度まで3年間における介護保健事業計画を策定し、その計画をもとに別表のとおり介護保険料の見直しを行いましたので、お知らせいたします。

なお、平成30年度の介護保険料通知書については、6月中旬に送付予定です。

所得段階	対象となる人	平成30年度からの保険料		平成29年度までの年額保険料
		年額保険料	保険料の計算	
第1段階	世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	27,000円	基準額×0.45	26,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	45,000円	基準額×0.75	43,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える人	45,000円	基準額×0.75	43,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	54,000円	基準額×0.90	51,800円
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	60,000円	基準額×1.00	57,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	72,000円	基準額×1.20	69,100円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	78,000円	基準額×1.30	74,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円未満の人	90,000円	基準額×1.50	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	102,000円	基準額×1.70	97,900円

※保険料については、被保険者(65歳以上の人)の所得や世帯の課税・非課税の状況に応じて計算します。

※合計所得金額とは、総所得金額等の各種繰越控除前の金額

町保健福祉課保険給付係

Information

平成30年度狩猟免許試験日程のお知らせ

今年度の狩猟免許試験日程と会場をお知らせします。

	日 時	受付期間
試験第2回目	8月5日(日) 9時から	6月20日(水)~7月20日(金) (郵送の場合は7月23日(月)必着)
試験第4回目	平成31年2月3日(日) 9時から	12月18日(火)~平成31年1月18日(金) (郵送の場合は平成31年1月21日(月)必着)

※第1回目、3回目は管外のため掲載を省略します。

※会場は全てオホーツク総合振興局(網走市北7条西3丁目)で行います。

※受験される人は受付期間内に必要な書類をオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課へ提出してください。

狩猟免許取得等の経費を助成します

町では、狩猟免許および銃砲所持許可の新規取得に要する経費を助成します。

助成金対象者

- ・狩猟免許および銃砲所持許可を新規に取得した人
- ・雄武町に住所を有する人で、町税等を滞納していない人
- ・狩猟免許等取得後は、猟友会雄武部会へ入会し、有害鳥獣捕獲活動に従事できる人

助成金額

狩猟免許取得費および銃砲所持許可取得費の実費(上限額10万円) ※交通費、宿泊費は助成対象外です。

助成金の申請

次の必要書類を添付して手続きをしてください。

- ・狩猟免許等取得を証明する書類の写し
- ・狩猟免許などの取得に要した費用の領収書などの写し
- ・猟友会雄武部会へ入会することを証明できる書類

町産業振興課林務係